

○特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例

〔昭和41年3月28日〕
条例第45号

改正	昭和46年9月30日条例第7号	昭和48年6月19日条例第4号
	昭和50年3月12日条例第2号	昭和53年3月12日条例第3号
	昭和54年9月17日条例第4号	平成2年6月21日条例第2号
	平成8年3月25日条例第3号	平成11年7月19日条例第6号
	平成11年9月28日条例第8号	平成18年6月21日条例第6号
	平成19年3月28日条例第6号	平成20年9月19日条例第10号
	平成21年3月19日条例第3号	平成28年3月28日条例第4号

(報酬)

第1条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第2条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の種類及び額は、別表のとおりとする。

(支給の方法)

第3条 年報酬は、9月及び3月に各半ケ年分を分けて支給することができる。

第4条 退職及び死亡した場合は、月割計算によりその月まで支給する。

第5条 この条例に定めるものを除くほか、特別職の職員に支給する報酬及び旅費については、共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例（昭和32年共立蒲原総合病院組合条例第3号）及び富士市職員等の旅費に関する条例（昭和41年富士市条例第37号）の例による。

附 則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年9月30日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年6月19日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年6月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月12日条例第2号）

この条例は公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年3月12日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年9月17日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、報酬については昭和54年10月1日から、旅費については昭和54年10月1日以後出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成2年6月21日条例第2号）

- 1 この条例は、平成2年7月1日から施行する。
- 2 改正後の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月25日条例第3号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年7月19日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年9月28日条例第8号）

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成18年6月21日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月28日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月19日条例第10号）

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月28日条例第4号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第1条、第2条関係）

区 分	報酬額	鉄道及び 船 賃	航空 賃	車賃 1 km	日 当 1日につき	宿泊料 1夜につき	食 事 料 1夜につき
管 理 者	年額 25,000円	富士市職員等の旅費に関する条例（昭和41年富士市条例第37号）による1級に相当する者に支給する額	実費	37円	3,300円	16,500円	3,300円
副管理者	年額 20,000円	富士市職員等の旅費に関する条例による2級に相当する者に支給する額	実費	37円	3,000円	14,800円	3,000円
監査委員 (識見を有する者)	日額 11,000円						
監査委員 (議会選出委員)	日額 10,000円						
付属機関 の委員	日額 10,000円						